

## 別記3

### 低コスト米生産産地育成支援事業

#### 第1 事業の対象

本事業の対象となる作物は、水稻（主食用米のほか、加工用米、飼料用米、米粉用米や輸出用米を含めた、子実用に栽培される全てのものをいう。以下同じ。）とする。

#### 第2 事業の内容

本事業は、低コストで米を生産する産地の育成を図るため、産地全体が連携して行う作業委託や作期分散による機械の効率的活用、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の有効活用又は多収品種・直播技術の導入等の実証を支援するものとし、次に掲げる1から6の取組を実施できるものとする。

##### 1 低コスト米生産産地化検討会の開催

都道府県、市町村、農業関係団体及び農業者等が参画する低コスト米生産産地化検討会を開催し、産地全体が連携して行う米生産コスト削減に向けた取組について検討を行う。なお、検討会の開催に当たり、都道府県及び市町村においては、普及機関及び試験研究機関も参画できるものとする。

##### 2 低コスト米生産産地化に向けた合意形成

産地全体で米の生産コスト削減に取り組む体制の整備に向け、農作業の受委託や農業機械の共同利用、作付けする品種、穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用調整又は導入する省力栽培技術等について地域の合意形成を図るため、農業者への意向調査、説明会等を実施する。

##### 3 生産コスト削減に向けた取組の実証

1及び2に基づき、農作業の受委託や穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用調整や省力栽培技術の導入等を実行して米生産を行い、その効果を実証する。その際、産地の一部に実証ほを設置し、新たな技術を試験的に導入・実証することもできることとする。

##### 4 現地検討会の開催

3の実証の取組地区において、実証した取組の効果の調査・検証の実施及び普及を行うため、都道府県、市町村、農業関係団体及び農業者等による現地検討会を開催する。

##### 5 生産コスト削減に向けた取組の普及

1から4によって得られた生産コスト削減に係る取組成果の普及を行うため、マニュアルの作成・公表又は研修会の開催等を行う。この際、事業実施主体の事業所が所在する市町村以外の地方公共団体、農業関係団体又は農業者等が参加することもできることとする。

##### 6 農業機械のリース導入

1 から 5 と一体的にリース方式による農業機械を導入する。

### 第3 事業実施主体

- 1 要綱別表のⅦの3の事業実施主体の欄の政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都道府県、市町村、農業関係団体及び農業者等により低コスト米生産産地化協議会（以下「低コスト化協議会」という。）を構成すること。なお、都道府県又は市町村の参加は必須とする。
  - (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、低コスト化協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした低コスト化協議会の運営等に係る規約（以下「低コスト化協議会規約」という。）が定められていること。
  - (3) 低コスト化協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - (4) 低コスト化協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができるものとする。
- 2 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（2）に定めるもの。）等の既存の協議会が存在する場合は、当該協議会を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会についても、1 の（1）から（4）までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

### 第4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年以内とする。

### 第5 事業の成果目標

要綱第 4 の 2 の生産局長等が別に定める成果目標は、事業を実施する地域における米の 60kg 当たりの生産コストが、事業を開始した年度から翌々年度までに、事業開始前年度と比較しておおむね 1 割以上低下するよう設定するものとする。その際、成果目標の他に参考値として、担い手（認定農業者のいる個別経営体であって作付規模 15ha 以上又は稲作主体の組織法人経営体）のみの米の 60kg 当たりの生産コスト削減目標も設定することとする。さらに、可能な限り、参考値として、飼料用米の 60kg 当たりの生産コスト削減目標も設定することとする。

## 第6 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。  
また、要綱別表のⅦの3の補助要件の欄の(3)の政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業実施主体は、第2の1から5の事業を実施する場合は、別記様式第1号の別紙1により、低コスト米生産産地化に向けた取組方針を整理するものとする。
  - (2) 第2の1から5の事業の実施と併せ、第2の6のリース事業により農業機械の導入を行う場合にあつては、(1)の取組方針に、当該リース事業で導入した農業機械の活用による生産コスト削減の取組内容について記載するとともに、別記様式第1号の別紙2によりリース事業実施計画書を作成することとする。
- 2 事業実施計画は、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に規定する人・農地プラン等、他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。なお、(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 要綱別表のⅦの3の事業内容の欄に掲げる取組の中止又は廃止
  - (2) 事業実施主体の変更
  - (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- 4 事業実施主体は、事業実施計画を地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

## 第7 補助対象経費

- 1 本事業の対象とする経費は、事業に直接要する別表の経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。  
なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。
  - (1) 低コスト米生産産地化検討会の開催  
低コストで米を生産する産地の育成に向けた検討会を開催する上で必要となる経費であつて、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集、先進地調査、打合せのための旅費、資料作成費及び消耗品費等を対象とする。
  - (2) 低コスト米生産産地化に向けた合意形成  
意向調査の実施及び結果の取りまとめに必要な資料作成費や賃金、説明会開催のための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金及び消耗品費等を対象とする。
  - (3) 生産コスト削減に向けた取組の実証  
技術導入に必要な農業機械のリース導入費、実証・改良に必要な機械及び機器の借上費、新たな技術の導入実証に必要な多収品種の種子等の資材費、土壌分析及び収穫物等の品質分析に要する経費、実証・改良の取組の一部に係る委託費、役

務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成費並びに消耗品費等を補助対象とする。

#### (4) 現地検討会の開催

(3) の実証地区における現地検討会の開催に必要な経費であって、検討会を開催するための会場借料費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、移動用バスの借上費、消耗品費、資料作成費等を対象とする。

#### (5) 生産コスト削減に向けた取組の普及

生産コスト削減に係る取組成果の普及を図るマニュアル作成・公表、研修会の開催等に必要な経費であって、事業実施主体が行う資料作成費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、資料作成に係る賃金、消耗品費等を補助対象とする。

#### (6) 農業機械のリース導入

第2の6の農業機械のリース導入費については、以下に定める基準に従うものとする。

##### ア 機械利用者の範囲

機械利用者は、要綱別表のⅧの3の事業の事業実施計画に定める範囲において農業生産活動を行う個人又は団体等（農業者を構成員に含む団体または法人、民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人若しくは公社であって、定款又は規約を有しているものをいう。）とする。

##### イ 対象機械の範囲

本事業によりリース導入が可能な農業機械は、当該機械が有する生産性の向上、農産物の品質の向上等の効果の発現を通じて成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

ただし、次に掲げる農業機械は除く。

(ア) トラクター、田植機（可変施肥田植機又は密苗仕様田植機等の特殊な機能を有している田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビーグル及び自脱型コンバイン（収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものを除く。）

(イ) 施設に付随する定置型の機械

(ウ) 販売業者により設定されている希望小売価格又は当該価格が設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて100万円未満の機械

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある機械

(オ) 機械施設利用者が既に利用されているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

##### ウ 対象機械の利用条件

本事業の成果目標の達成後もリースにより導入した機械を継続利用する場合にあっては、事業実施主体又は機械利用者は、地方農政局長と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械の利用方針を別途設定するとともに、

各事業の趣旨・目的に沿って利用するよう留意するものとする。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (ア) 要綱第5の1の(1)により承認された事業実施計画に記載された機械利用者及び対象機械に係るものであること。
- (イ) リース事業者及びリース料が第8の4の(1)に基づき決定されたものであること。
- (ウ) リース期間が1年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以内であること。
- (エ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

オ リース料助成金の額

(ア) リース料の助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象機械ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- a  $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$  以内
- b  $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$  以内

(イ) リース料助成額の申請上限

リース事業計画において申請することができるリース料助成額の上限（以下「基本上限額」という。）は、農業機械については700万円とする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（技術の開発・実証や専用機械のリース・レンタルに係るものを除く。）、販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告又は展示会等の開催

第8 事業の承認及び着手

1 地方農政局長の承認

(1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業（低コスト米生産産地育成支援事業）に係る公募要領により選定された補助金等交付対象者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

ア 要綱別表Ⅶの3の補助要件の欄の(3)の政策統括官が別に定める要件を全て満たしていること。

イ 本事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

(2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式2号により、承認を受ける事業実施主体に対しては承認した旨を、それ以外の者に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

## 2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 3 管理運用

本事業により補助金を受けて購入した機械等のうち取得単価が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局の承認を受けることとする。

## 4 リース事業に係る手続

(1) リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、原則として、リース事業者に機械を納入する事業者及びリース料を、一般競争入札により選定した後に、機械利用者と協議して、決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を課すことのないよう留意するものとする。

#### (2) リース料助成額の支払い

事業実施主体は、(1)の入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入され、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により、請求内容を確認の上、第7の(3)の4により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

#### (3) リース料助成額の管理

事業実施主体は、国から交付されたリース料助成金を、遅延なく機械利用者へ支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金又は事務費等と区分して管理しなければならない。

#### (4) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等の関係書類の管理を行うとともに、機械利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、機械利用者に対して、関係書類及び機械の管理・処分等に当たって適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するとともに、農業機械による事故を防止する観点から、原則として、必ず農作業安全に係る研修への参加するよう指導するものとする。

#### (5) 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

### 第9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、各年度における事業実施状況を、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

ただし、リース事業の実施初年度であって、事業実施主体がリース導入した全ての機械の利用実績が無い場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

## 第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長は、政策統括官に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 地方農政局長は、目標年度において、事業実施主体が成果目標を達成していないと判断する場合、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6により指導を受けた事業実施主体が、改善計画を踏まえ事業を実施した後、当該事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。



別表

推進事業補助対象経費

推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費。</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
機械購入費		<p>事業を実施するために直接必要な農業機械導入の経費。</p> <p>ただし、改良を要するなどリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が 50 万円以上の農業機械については、見積書（原則 3 社以上、該当する農業機械を 1 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。</li> </ul>
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な農業機械・設備、実験機器、事務機器又はほ場等の借り上げ経</p>	

		費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書又は参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発 ・試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等の実施のための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ又は成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供又は資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> <li>・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施又は取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とし、事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		専ら事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは認められない分析、試験又は加工等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書	

	に貼付する印紙の経費	
--	------------	--

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合